

令和7（2025）年度かしわざき三園めぐりツアー助成金募集要項

令和7（2025）年4月1日

柏崎観光誘客促進事業実行委員会

（事務局：柏崎市産業振興部商業観光課）

市内三庭園（松雲山荘、秋幸苑（飯塚邸）及び貞観園）を中心としたツアーの誘致を促進することを目的とし、令和7（2025）年度かしわざき三園めぐりツアー助成金（以下「助成金」という。）の内容やその交付の手順に関する事項を以下のとおり定めます。

1 対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者、かつ、日本国内の事業者とします。

ただし、自己又は自社の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者としてします。

2 対象期間

令和7（2025）年5月1日～11月30日

この期間に行われる、本市外を発着地とするツアーが助成の対象となります。

3 助成額等

(1) ツアー行程に係る助成金の要件及び単価は、以下のとおりです。（下表のとおり）。

区分	要件（対象となるツアーの要件）	単価（定額）（※2）
必須要件	三庭園のうち2か所以上利用（※1）	
選択要件 （いずれか1つ）	① 市内飲食店で1食以上。	1,500 円/人
	② 市内宿泊施設を宿泊利用、かつ、市内で2食以上 （飲食店又は宿泊施設での食事に限る。）	4,500 円/人
	③ 市内宿泊施設を宿泊利用、かつ、市内で1食以上 （飲食店又は宿泊施設での食事に限る。）	3,000 円/人
加算要件	市内飲食店（宿泊施設以外）で2食以上	1,500 円/人

※1 ツアー企画・成約後、施設側の都合等のやむを得ない事由により1か所のみ訪れることとなった場合は、必須要件を満たしたものとみなすことができます。

※2 ぎおん柏崎まつり海の大花火大会を観覧するツアーの場合、選択要件の助成単価を上表の額の1／2とします。

(2) 貸切バスの運行に係る助成金の要件及び単価は、以下のとおりです。

区分	要件（対象となるツアーの要件）	金額（定額）
バス1台につき	<u>貸切バスを利用したツアーで、1台当たりの乗車人数（乗務員、添乗員を除く）が20人以上のもの</u>	1台につき20,000 円

(3) 助成に関する留意点

- ・ (1)の要件を満たす対象ツアーを催行しなかった場合は、本助成金を受給できません。
- ・ (2)の貸切バスの運行に係る助成金のみの申請は、できません。
- ・ 対象ツアーを実施した場合において、「貸切バスを利用しない」又は「貸切バスの乗車人数が1台当たり20人に満たない」場合は、(1)の助成金に限り、受給することができます。
- ・ 実績報告時、領収書その他の支出を証する書類の添付が必要です。

4 助成の上限

予算の範囲内

5 複数旅行会社が連携する場合の助成金の取扱い

複数の旅行会社が連携して1つのツアーを企画する場合、その中の代表となる者が助成金を申請するものとします。なお、この場合において旅行会社間の助成金の配分及び取扱いは、その旅行会社間において協議・決定するものとします。

6 助成金の申請方法

(1) 計画書（様式1）の提出（旅行会社 ⇒ 事務局）

旅行実施日の原則14日前までに、次の書類を添付して事務局に提出してください。

ア 旅行行程の確認書類（食事場所、宿泊施設、特産品等販売施設、観光施設、商品販売価格等を明記した企画書等）

イ その他、事務局が必要と認める書類

(2) 計画書の受領通知（事務局 ⇒ 旅行会社）

速やかに計画書の内容を審査し、様式2により予算配分枠を通知します。

当該通知後、他のツアーの実績によって、予算に残額が生じた場合は、その範囲で申請額まで助成することがあります。

(3) 計画書の変更・取消（旅行会社 ⇒ 事務局）

様式2による通知を受けた後、内容を変更（参加人数の減等、軽微な変更を除く。）又は取消をしようとする時は、事務局に御連絡ください。

(4) 実績報告兼請求書（様式3）の提出（旅行会社 ⇒ 事務局）

ツアー実施後30日以内に、次の書類を添付して事務局に提出してください。

ア 旅行行程の確認書類（(1)に添付したものと変更がなければ省略可）

イ 実施日、参加人数を確認できる書類

ウ 対象施設（庭園、飲食店、宿泊施設）を利用したことを証する書類（領収書等）

エ 貸切バスの運行に係る助成金を受給する場合にあっては、運行に係る経費を証する書類（領収書等）

オ その他事務局が必要と認める書類

(5) 助成金の支払（事務局 ⇒ 旅行会社）

速やかに実績報告兼請求書の内容を審査し、15日以内に支払う予定です。

7 その他（柏崎市内旅行会社との連携）

柏崎に接点の少ない市外・県外の旅行会社のため、地元（柏崎市内）の旅行会社がコーディネート役を担う体制を用意しています。

（この場合、「5 複数旅行会社が連携する場合の助成金の取扱い」のとおりです。）

本助成金の活用を検討する場合、柏崎市内旅行会社との連携を検討する場合、いずれも以下の問合せ先に気軽に御連絡・御相談ください。

<書類の提出方法・問合せ先>

提出方法	E-Mail（郵送・持参も可）
提出先・ 問合せ先	〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号 柏崎市産業振興部商業観光課（柏崎観光誘客促進事業実行委員会事務局） 担当：野澤 TEL：0257-21-2334 E-Mail：shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp ※ 郵送の場合、括弧書き部の記載は不要です。